



男女共同参画推進委員会

働きやすい職場づくり

―男性も育児休業取得へ―

みなさんは「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を聞いたことがありますか。「仕事と生活の調和」ともいいます。

近年は、共働き世帯が多く、仕事と生活の両立が課題になっています。女性が出産を機に退職する割合は約5割と国の調査で発表されています。両立させることが難しい理由として「自分の気力・体力がもたなそうだった(もたなかった)から」が最も多く59・3%を占めています。そのような課題があるなか、国は男性育児休業の取得推進の検討を進め、令和3年6月に「育児・介護休業法」を改正し、今年4月から段階的に施行されています。

○育児休業は父親も取得できます

育児休業を取得できるのは、原則として1歳に満たない子を養育する労働者で、父親、母親のいずれも育児休業を取得することができます。配偶者が専業主婦(夫)や育児休業中である場合であっても同様に取得できます。父親も育児を担うことで、子どもの成長を日々感じることで、子どもと信頼関係を築くこと

ができるメリットがあります。

○産後パパ育児が創設されました

男性の育児休業取得を促進するため、子の出生直後の時期に柔軟に取得できる「産後パパ育児」が創設されました。10月からは、出生後8週間以内に最大4週間の休業を現行の育児休業とは別に取得できるようにになります。産後の女性は心身ともに不安定になり「マタニティブルー」や「産後うつ」を発症することもあります。2人で育児の大変さや辛さを共有できれば、そういった状況を防ぐことにもつながります。

今回は、育児休業について紹介しました。男性も女性も育児休業を活用し、かけがえない子どもとの時間をともに過ごしてみませんか。

厚生労働省が行っている「イクメンプロジェクト」はこちら↓



第139回

問合せ▶困地域創造課市民協働係(☎内線1027)

安中市消費生活センターからのお知らせ

「還付金詐欺」など特殊詐欺にご注意ください!

市役所や社会保険事務所の職員を名乗り、「医療費(保険料)の還付がある」といった電話をかけてくる「還付金詐欺」が増えています。

また、広く注意喚起がなされているにもかかわらず、オレオレ詐欺の被害が後を絶ちません。

詐欺の犯人は、だましのプロです。 「自分は大丈夫だと思ってるかも過信しないで、 「だまされるかもしれない」という警戒心を常に忘れないようにしましょう。

警視庁のアンケートによると、「自分は大丈夫だと思っていた」とか「詐欺について考えたこともなかった」と認識していた詐欺の被害者が約9割にも上っています。



- ★キャッシュカードと暗証番号をだまし取るキャッシュカード詐欺などにも注意してください。金融機関の職員や警察官は、来訪してカードを確認したり、暗証番号は聞きません。
- ★電話で「お金」「還付金」「キャッシュカード」といった言葉が出たら詐欺を疑ってください。
- ★犯人からの電話に出ないことが一番の対策です。普段から留守電話に設定しておき、相手を確認してから電話に出るようにしましょう。

★相手の話を聞いてしまうと、こちらの不安につけ込んであわてさせようとしています。不審に思ったら、一旦電話を切って、すぐに家族や警察に相談しましょう。

【問合せ】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じるものがあつたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

(☎382-22228)

相談日時▶月々金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時30分